

社説

外國人と新聞發行

新條約實施の晩に外人の内地に於て新紙を發行するを許すや否やは一の疑問にして横濱の英字新聞などは頻りに心配するものも如し現行の條約に據れば二十歳以上の日本人に非ざれば新聞を發行するも能はず新條約には此事に關して特別に規定したるものなきが如くならざれば許すとは全く日本の意志として實際の利害如何と云ふに我輩は許したればとて別に心配なきを認むるものなり從來横濱邊にて發行する外字新聞は我々に何程の痛痒を興へたるか時として日本を罵詈雑言して我々の感情を害したるものと少なからず雖も大局の上には於て我實利を動かしに足らざるのみか是迄は治外法權の下に營業したるが故に自から法外に逸したるの意味もあれども今後は日本の法律に支配せらるるを以て其筆鋒も一變するものとあらば若しも依然として不逞の言を弄するものとあらば之を罰するに法あり少しも心配に及ばず假令又之を禁じなければとて以て其口を閉するに足らず若し彼等が日本の舉動に付て意見あり不平あれば外國の新聞紙に訴へて之を論ず可し到底人の口には口は建てられぬものだとすれば事始めより大膽に構えて其言はんと欲する所を言はしむるに若かす内に於ては言論を自由にし外に對しては新聞の主義を行ひ讓りて外人を入れて高聲の商賣を許しながら獨り新聞發行に限りて獨り論を唱ふ可きに非ず日本は日本國の獨立して内國人の見る所と外國人の眼を以て自らから新聞を發行する可きが故に其新聞は多少の者に供す可きものと非ざる可し情願の内に住居する外人が如何に感じ如何に考ふるかを知らずは無益の事と云ふ可し又外字新聞を讀むものは國內に在る者ならず其外人も日本國に在る二三の人々にして廣く内國人の間には愛顧せざる可しと思はれず左れば内國新聞の競争者に非ざるも同時に何を論ずるも勢力なき可し孰れも於ては要するに足らざるのみかといふ可し之を讀すれば日本人の名義を以て發行するの道なきに非ず名は何れにても其實同じければ結果も亦同様なるべし之を禁ずると否とは只徒に日本の度量の廣狭を示すに足るのみ蓋し政府に於て之を許すに異議なきとあらば今今回の改正案に當りて對して云々の文句を加へたるは他日外人に内國人同様新聞發行を許す時の用意なりと證明したる政府委員ありし由なれば其意のある所を察するに難からず外字新聞記者も幸に安心し得可なり

英語研究の必要
日本語を世界各國の語として之を用ひ世界各國を横行するは愉快に非ざるも如し是れは今日既に語らざるべし事にして時勢に於て外國との交通を盛んにし使に便益を蒙るんことを以て勢世界に最も廣く用ひらるる國語を學ぶるの必要あるや明なり今や海峽諸島は國語の學びはより一歩も進歩せざれば日本は通商の上にてみも一歩も進歩せざる交通を盛んにして關係の密なるより見ればはるばる昔年の一語に非ざらず外國との交通

を頻りにして充分に利益する所なかる可らず殊に從來我國の外貿易は多くは國內に居ながら他の來るを待受けたるものなれば向後大に其發達を期せんとならば我より自ら外國に赴き資本を放下して商業を営み工業を起す等の必要あるは勿論或は未開の國に移住殖民を試みて拓殖を謀るの覺悟なき可らず又之を内にしては世人が多年希はせる改正條約も既に成りて實施せしめ後年を以て其以後に於ては外人の内地に雜居するものに多きを加へ外資の移入外人の來遊もますます増加するも自然の成行にして此時勢に當て邦人に最も必要なるは外國語に精通して外國人の應接對談に差支へなきの一事なり近き日清戰爭に就て見ると我軍に幾多の通譯官あり能く清語に通じて支那の事情を偵察し軍事上に種々の便宜ありたるに非ずや況んや平和の交際或は戰爭とも異なり彼等の事情を通ずるの必要一層多きものに於ては言語に通ずる必要も亦一層なる可きは云ふまでもなし左れば我國人が此際當て學習す可きは何國の語なるやと云へば我輩は第一に英語を推すものなり蓋し英語は最も廣く世界に用ひらるるものにして他日或は世界語となるの時あるも知る可らず之を用ふるの國は英米の二大商國を始として南亞非利加印度南洋等我邦が現に通商上密接の關係を有するもの多きのみならず實際に英語を解するときは世界何れの地に行くも用辨に差支なき程の大第なれば其學習は實業上最も必要なり殊に我國には他國の語に比して從來英語を研究せる者多敷なれば政府も此邊の事情を察し英語の研究に就ては充分盡力するは勿論、一般の世人も今日より心掛けて必要の場合に速に獲得せざるの覺悟ある可きなり而して其獎勵法は如何と云ふに先づ高等の諸專門學校に於ては事情の許す限りは英語を以て專門學を研究せしめ又各府縣の中等學校もしくは都會の小學校などにも英語の教授を盛にするは勿論國語國文等の研究は他の專門學校に譲り之に代ふるに英語を以てするも然る可し或は之が爲に經費に不足を告ぐるに於ては國庫に於て之を補助するが如き至當の策なる可し

北京特報 (三月十八日)
特派員 杉 幾太郎
御親書の到達 英皇皇太后の御親書に付我が天皇陛下より清國皇帝への御親書は今度到着せしを代て内田代理公使は昨十六日總署に赴き親王を始め李鴻章、翁同龢、敬信其他の各大臣等の參列せる席上に於て恭しく御親書を捧げて其意趣方を依願したれば慶親王は最も鄭重に之を拜受したる上直に宮中に何候して奉呈したりと云ふ
各國使臣會談 去る十五日米國公使館に各國使臣會議を開くに至りたる次第を聞くに初め天津なる華領國領事より米國公使館に白河は埋まりて船舶通行の困難大方ならざる爲め居留地會議所にても現に米國技師某をして其後漂着事業に當らしめ居る事なればも尙は北京駐在の各國公使より米國總領事に報告して同衙門より北洋大臣に下令し大に鑑力せしめられたしと申來りし如くは會談を開くに至りし事なるが各國使臣にても亦より異議のあるべき筈なく早速之を承諾して其旨を總署へ報告するの一車を米國公使に一任せりと云ふ

張蔭桓氏の出發期 閩氏は清曆三月末に出發すべしとの事なりしも英國に至りて種々準備の用向あり勞々其期を早め來る二十六日を以て種々準備官、候補、補署の瑞良、同文館の羅肇新、其他學生等をして出發すと云ふ
砲艦摩耶又々淺洲に坐す 去る十日午前八時天津を振鐘して歸航の途に就きたる砲艦摩耶は河口を下る途中不幸にも白塘口の附近に於て又々淺洲に坐したりとの報あり尤も此度は左したる事に非ざれば近日中に浮上るべしと云ふ
中川軍醫少佐軍を訪問す 中川軍醫は不日歸朝の途に上る響に待望の爲め鄭書記生と共に通日李伯を實長寺に訪問して種々の談話したる際伯は伯林の某電氣學校に於て又々光線に依りて面部に停帶せる銃丸を寫影せしものを見せしめ且つ同軍醫は伯の許諾を得て之を借來りたる由にて其實状を模寫して他日の參考に供する筈なるよし
同文館内の日本語學校 已に其學堂の建設に着手せしが總署の編譯官唐蒙其氏が其教授となり生徒の數は十二名の著にして愈々五六月の頃には始業するに至るべし此設立に就ては恭親王最も熱心に主唱したりといふ

上海特報 (三月廿六日)
特派員 松尾久男
蘇杭土地問題と領事 此頃又蘇杭兩州居留地の買占と爲したる商人自身が其友人に語りたる所なりと云ふを聞くに同人が商用を以て昨年杭州にありし時某領事館員は新居地を買入るの利益あるものと説き蘇杭州及び沙市にも其手を延びすべきを勧誘したるも故あり止りて昨年十一月中既に登記の手續までも了りたるなりとは是れ素より容易に信じ難き説なり左れば其後二三商人が土地購下を請はんが爲めに蘇杭州に遊ぶものも執れも上等地の空所なきの故を以て空しく引取りたるの實と且つ我政府或は領事館に於て未だ廣告の手續を爲したるものと聞かざるより見れば或は不幸にして事實なるやも知れずと雖も兎にも角にも余は其風説に過ぎざるものと祈るや切なり因に云ふ小田切領事公使程來滬したるは此件に關しての用途にはあらずやとて専ら尋するものありしが同氏は二十三日を以て任地に歸りし又珍田領事は一昨二十四日を以て再び蘇州に向へりといふ
吳淞鐵道に付て 吳淞鐵道が去る二十六日より急工を起すものと成り居たるにも拘らず線路上に當る地價大に騰貴し一畝數千兩にあらざれば買渡さずんば稱する持主もありて如何にすべしと云ふ言なりしより漸次延引しつゝありしが此種其土地を收購するものと云ふ言は地にの道盡し蘇氏は其價格を定めて布達を發し最早之に従はざるべからざるものと云ふ言を以て其工事に從ふも違からざるべし其消息に云ふ飲命二品買割出山示諭設す本月二日蘇領事官を奉じて鐵路を營營す先づ上海より吳淞に至ると第一とす愛に蘇蘇鐵路地買取を業するに必らず蘇蘇及及原保日に購得案にあり沙地にあり即ち直達蘇蘇及及原保日に購得案にあり沙地五兩を以て止めんと云ふ言なりしは是れ鐵道落成の

曉には僻地も繁榮の地には之れと一律に土地の價貴さも自然に布設の噂と共に奇利は其情を酌み地價を一體遠慮するも勿地約數千畝を要す每界外馬路を去る稍や價銀一百五十兩を給八十兩を給す、吳淞地每畝價銀五十兩稍や遠き地每畝三兩、上海吳淞に至る地四五十畝每畝價銀れば其沿道土地の收購之の價の騰貴 利に之を利用し鐵路布設の其間に利益を得んと濃鐵道開設の日に當巡撫と會同議の上之を給し故意に地さす云々との曉諭を朝鮮政府に通告す結の要務を帯びもの此頃朝鮮來信として此頃稅務司及び英領事館の關於蘇杭居留地を其主たる要務なれば其主たる要務なれば宜價の依頼を受け招すべき十八萬餘兩との二項が已に數年のし都合三十餘萬兩を果して然るや否や總理衙門に二名のを以て總理衙門へ更統籌議(滿州人)は一は光緒十五年戶部侍郎二十年熱河都統となを許されたるものと京大臣有力の一人及び廣東漢口開通鐵路其は實に氏の實業な銀行支配人の決定銀行重役會議に於てレポートランド氏とトックス、及びハマスと云ふ又同銀行の實百萬兩に他の重役之募集するものなるが過せりと云ふ杭州の新事業 蘇州及び同地の富家其

路に之れと一律に土地の價貴さも自然に布設の噂と共に奇利は其情を酌み地價を一體遠慮するも勿地約數千畝を要す每界外馬路を去る稍や價銀一百五十兩を給八十兩を給す、吳淞地每畝價銀五十兩稍や遠き地每畝三兩、上海吳淞に至る地四五十畝每畝價銀れば其沿道土地の收購之の價の騰貴 利に之を利用し鐵路布設の其間に利益を得んと濃鐵道開設の日に當巡撫と會同議の上之を給し故意に地さす云々との曉諭を朝鮮政府に通告す結の要務を帯びもの此頃朝鮮來信として此頃稅務司及び英領事館の關於蘇杭居留地を其主たる要務なれば其主たる要務なれば宜價の依頼を受け招すべき十八萬餘兩との二項が已に數年のし都合三十餘萬兩を果して然るや否や總理衙門に二名のを以て總理衙門へ更統籌議(滿州人)は一は光緒十五年戶部侍郎二十年熱河都統となを許されたるものと京大臣有力の一人及び廣東漢口開通鐵路其は實に氏の實業な銀行支配人の決定銀行重役會議に於てレポートランド氏とトックス、及びハマスと云ふ又同銀行の實百萬兩に他の重役之募集するものなるが過せりと云ふ杭州の新事業 蘇州及び同地の富家其